

議案第17号

地方独立行政法人大阪市博物館機構定款の制定について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第7条の規定に基づき、次のとおり地方独立行政法人大阪市博物館機構定款を定める。

地方独立行政法人大阪市博物館機構定款

目次

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 組織

第1節 役員（第8条－第11条）

第2節 理事会（第12条－第15条）

第3章 業務の範囲及びその執行（第16条・第17条）

第4章 資本金等（第18条・第19条）

第5章 委任（第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、博物館及び美術館（以下「博物館等」という。）を設置して、歴史、美術、自然、科学及び科学技術に関する資料等を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、当該資料等に関する調査研究及び普及活動を通じて、市民の文化と教養の向上を図るとともに、学術の発展に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「法人」という。）と称する。

(設立団体)

第3条 法人の設立団体は、大阪市とする。

(事務所の所在地)

第4条 法人は、事務所を大阪市に置く。

(法人の種別)

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公共的な施設の名称及び所在地)

第6条 法人が設置及び管理を行う法第8条第1項第8号に規定する公共的な施設の名称及び所在地は、別表第1のとおりとする。

(公告の方法)

第7条 法人の公告は、大阪市公報への掲載又はインターネットの利用（以下「掲載等」という。）により行う。ただし、天災その他やむを得ない事由により掲載等ができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してその掲載等に代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、法第114条第2項の規定による公告については、日刊新聞紙に掲載して行うことができる。

第2章 組織

第1節 役員

(役員)

第8条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事4人以内及び監事2人以内を置くものとする。ただし、副理事長を置かないことができる。

(役員職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業

務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

- 4 監事は、法人の業務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は大阪市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

（役員の内命）

第10条 理事長は、市長が任命する。

- 2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。
- 3 監事は、市長が任命する。

（役員の内期）

第11条 理事長の内期は4年とし、副理事長及び理事の内期は2年とする。

- 2 監事の内期は、理事長の内期（補欠の理事長の内期を含む。以下この項において同じ。）に対応するものとし、任命の日から、当該対応する理事長の内期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日（法第34条第1項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日をいう。）までとする。
- 3 補欠の役員の内期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、再任されることができる。

第2節 理事会

（設置及び構成）

第12条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

（招集）

第13条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、副理事長及び理事のうち2人以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

（理事会の内事）

第14条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、理事会を主宰する。
- 3 理事会は、副理事長及び理事の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 理事会の議事は、出席した副理事長及び理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第15条 次に掲げる事項は、理事会の議を経なければならない。

- (1) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 年度計画に関する事項
- (3) 予算の作成及び決算に関する事項
- (4) 博物館等の組織その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

第3章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第16条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 博物館等を設置すること
- (2) 歴史、美術、自然、科学及び科学技術に関する実物、標本、現象に関する資料その他の資料（以下「博物館等資料」という。）を収集し、保管して公衆の観覧に供すること
- (3) 博物館等資料に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること
- (4) 博物館等資料並びにその保管及び公衆の観覧に関する調査研究を行うこと
- (5) 博物館等資料並びにその保管及び公衆の観覧並びに前号の調査研究に関する教育及び普及の事業を行うこと
- (6) 市民の生涯学習の機会を提供すること
- (7) 博物館等資料を貸し出し、及び交換すること
- (8) 他の博物館等、学校、学会その他の国内外の関係機関と連携し、及び協働する

こと

(9) 第1号の博物館等の運営に関する調査研究及び評価等を行うこと

(10) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと

2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、法人の施設及び設備を法人以外の者の利用に供することができる。

(業務方法書)

第17条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

第4章 資本金等

(資本金)

第18条 法人の資本金は、大阪市が出資する別表第2に掲げる建物とし、当該資本金の額は当該建物について、出資の日における時価を基準として大阪市が評価した価額の合計額とする。

(解散した場合の残余財産の帰属)

第19条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は、大阪市に帰属させる。

第5章 委任

(規程への委任)

第20条 法人の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

別表第1（第6条関係）

施設の名称	所在地
大阪市立美術館	大阪市天王寺区茶臼山町1番82号
大阪市立自然史博物館	大阪市東住吉区長居公園1番23号
大阪市立東洋陶磁美術館	大阪市北区中之島1丁目1番26号
大阪市立科学館	大阪市北区中之島4丁目2番1号
大阪歴史博物館	大阪府中央区大手前4丁目1番32号

別表第2（第18条関係）

施設名等		所 在	延べ床面積（㎡）
大阪市立 美術館	本館	大阪市天王寺区茶臼山町121番地	17,822.81
大阪市立 自然史博 物館	本館	大阪市東住吉区長居公園627番地、 616番地、621番地、622番地、623番 地、623番地1、624番地、625番地、 626番地、628番地、629番地、630番 地、631番地、635番地、636番地、 637番地、638番地、639番地、640番 地、689番地、690番地、691番地、 692番地、693番地、697番地、636番 地先	12,093.39
	集塵庫	大阪市東住吉区長居公園625番地	12.19
	倉庫	大阪市東住吉区長居公園623番地、 624番地	66.24
	温室	大阪市東住吉区長居公園621番地	54.84

大阪市立 東洋陶磁 美術館	本館	大阪市北区中之島1丁目29番地2、 29番地1、29番地1先	3,883.60
大阪市立 科学館	本館	大阪市北区中之島4丁目1番地1	9,705.43
	倉庫	大阪市北区中之島4丁目1番地1	93.44
	集塵庫	大阪市北区中之島4丁目1番地1	14.94
	守衛室	大阪市北区中之島4丁目1番地1	9.00
大阪歴史 博物館	本館	大阪府中央区大手前4丁目6番地35	28,705.66

平成30年2月9日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

地方独立行政法人大阪市博物館機構定款を定めるため、地方独立行政法人法第7条の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

地方独立行政法人法（抄）

(設 立)

第7条 地方公共団体は、地方独立行政法人を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この条において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立しようとする場合にあっては総務大臣、その他の場合にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。